

国立大学法人奈良教育大学発注工事総合評価審査委員会規則

平成19年7月27日
制 定

改正 平成24年 2月22日規則第17号
改正 平成24年 5月16日規則第30号
改正 平成25年 5月29日規則第15号
改正 平成26年 5月 8日規則第25号
改正 平成29年 3月22日規則第 5号

(趣旨)

第1条 国立大学法人奈良教育大学（以下「本学」という。）が発注する工事に関し、競争参加者の技術提案に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）における技術提案等に対し、中立、かつ、公正な審査・評価を行うため、国立大学法人奈良教育大学発注工事総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、本学が発注する工事に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 総合評価落札方式の方針に関する事。
- 二 総合評価落札方式の実施に関する事。
- 三 個別工事に係る技術提案の評価方法に関する事。
- 四 個別工事に関する技術提案の審査・評価に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学識経験者 3人
- 二 理事（総務担当）
- 三 施設課長
- 2 前項第一号の委員は、委員会の審議に関係のある専門分野の学識経験を有し、中立、かつ公正な立場で技術提案の審査・評価を行うことができる者とする。
- 3 第1項第一号の委員は、学長が委嘱する。

(任期等)

第4条 前条第1項第一号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前条第1項第一号に掲げる委員は、非常勤とする。
- 3 委員の氏名及び職業は公表する。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、第3条第1項に掲げる委員のうちから互選により選出する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の委員の出席をもって成立する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(専門部会の設置及び組織等)

第8条 委員会に簡易型総合評価専門部会（以下「専門部会」という。）を置き、標準型総合評価落札方

式以外の評価方式に関する審議を行う。

- 2 専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 学識経験者 3人以内
 - 二 施設課長
 - 三 財務課長
- 3 前項第一号の委員は、学長が委嘱する。
- 4 専門部会の委員長は、施設課長をもって充てる。
- 5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が職務を代理する。

(委員の排斥)

第9条 第3条に掲げる委員は、第2条第1項第二号から四号の審議に関して、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のあると思われる場合は、その審議に加わることができない。

(学長への報告)

第10条 委員会で決定した重要な事項は、学長に報告する。

(守秘義務)

第11条 第3条および第8条に掲げる委員は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。このことは、その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第12条 委員会の事務は、施設課において行う。

(雑則)

- 第13条 この規則の定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。
- 2 各評価方式の対象工事については、別表に定める。
 - 3 委員会が、適切な施工体制を確保する必要があると認める、予定価格が2億円以上の工事において、「施工体制確認型総合評価落札方式」を試行することとする。
 - 4 各評価方式の評価項目については、「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」（平成26年7月10日 26施企第12号 文部科学大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）及び、「総合評価落札方式の実施方針について」の改正について」（平成28年4月6日 28文科施第30号 文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）を準用することとする。

附 則

この規則は、平成19年7月27日から施行し、平成19年5月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第30号）

この規則は、平成24年5月16日から施行し、平成24年5月1日から適用する。

附 則（平成25年規則第15号）

この規則は、平成25年5月29日から施行する。

附 則（平成26年規則第25号）

この規則は、平成26年5月8日から施行する。

附 則（平成29年規則第5号）

この規則は、平成29年3月22日から施行する。

別 表 (第13条第2項関係)

評価方式 予定価格	標準型 総合評価落札方式		簡易型 総合評価落札方式	実績評価型 総合評価落札方式
		施工体制確認型 (試行)		
450万SDR以上	○	○ (委員会が、適切な施工体制を確保する必要があると認める場合)	—	—
450万SDR未満 2億円以上	○	○ (委員会が、適切な施工体制を確保する必要があると認める場合)	○ (技術的な工夫の余地が少ない一般的な工事の場合)	○ (技術的な工夫の余地が少なく施工実績により品質確保を評価できる一般的な工事の場合)
2億円未満 2千500万円以上	—	—	○	○

※SDR : WTO対象基準額 (財務省告示による邦貨換算額)